

特産品の開発や改良を応援します！

(食品・製品)

美幌町では、地域の豊富な農林畜産物を活用した新たな地域特産品の開発または商品の改良に要する経費の一部を補助する「美幌町地域特産品開発支援事業補助金」の申請を募集しています。

開発は **50万円**、商品の改良は **25万円**まで補助します

募集期間：随時（令和9年3月31日水曜日までに

実績報告を提出できるもの）

補助対象者

- ・町内に住所を有する者
- ・町内に事業所を有する個人又は法人
- ・町内に住所を有する者により組織する団体

補助要件

- ・地域特産品の開発・販売等の事業を継続して行うことができると認められること
- ・美幌町暴力団の排除の推進に関する条例に定める暴力団に関係していないこと
- ・町税等を滞納していないこと

補助対象事業

- ①特産品開発支援事業：地域特産品を新たに開発し、商品化する事業
②既存特産品改良支援事業：既存地域特産品の改良
既存の商品を改良し、地域特産品として商品化する事業

※「地域特産品」とは、美幌町で生産する原材料を加工した商品又は町内で製造・加工する商品で美幌町の魅力を発信できる商品です。ただし飲食店で提供する料理等は除きます。

※②は既に販売している商品の改良（商品内容やパッケージなどの変更）で、単なる容量や容器等の改良は対象外です。

※本補助金以外の補助金等の交付を受けているものは対象外とします。

補助額

- ①特産品開発支援事業：50万円（補助対象経費の3/4以内）
②既存特産品改良支援事業：25万円（補助対象経費の3/4以内）

補助対象経費

原材料費、技術コンサルタント料、加工費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、ホームページ開設又は改修費、各種研修会参加負担金、品質保証表示等を得るための費用、成分分析費、機械装置の購入又はレンタル料、講師・専門家謝金及び旅費、商品・パッケージ・ラベル等のデザイン料、会場使用料、展示会等に出店するための費用、商標登録を得るための費用 など

※補助対象経費は試作までを対象とし、販売のための商品に係る経費は対象外とします。

※既存機器の更新は対象外です。

※機械装置の購入又はレンタル料は申請者が自ら直接使用するものに限り、ります。

※人件費及び旅費（交通費、日当及び宿泊代等）は対象外とします。

申請書類

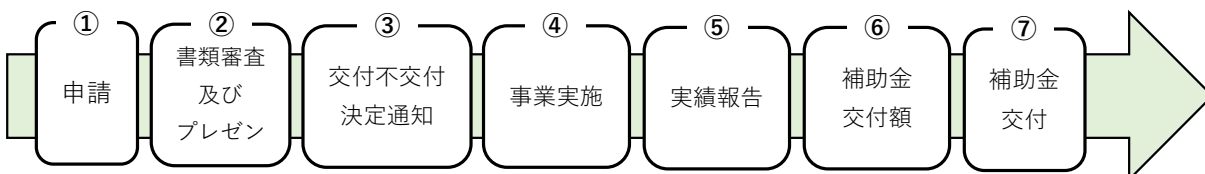
申請書の様式は美幌町HPからダウンロードできます。

URL：<https://www.town.bihoro.hokkaido.jp/page/1578.html>

美幌町HP →



補助金交付の流れ



※「美幌町地域特産品開発支援事業審査委員会」において補助事業の適否を審査します。